平成３０年（フ）第２２３号
広島県東広島市高屋町小谷3006番地２
債務者　大田　船首
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２４号
広島県東広島市高屋町小谷3006番地２
債務者　大田　啓子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３３号
広島市佐伯区吉見園１番１―201号
債務者　船橋　民雄
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３９号
広島市南区比治山本町９番１―1005号
債務者　谷本　祥子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４５号
広島県廿日市市本町５番34号　(203)
債務者　松本　三保
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
香川県観音寺市高屋町50番地　高屋団地３棟１―１号
債務者　石川　純子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第１７号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永615番地　サンハイツひろみ202号
債務者　有友　多恵
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第４９９号
福岡県糟屋郡新宮町新宮東３丁目６番25号
クレセール新宮104号
債務者　中瀬　　唯
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０５号
福岡市東区香椎駅東２丁目８番10号
債務者　刎田　佳世
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５３８号
福岡県筑紫野市針摺中央１丁目19番12号
債務者　駒田　和美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５５８号
福岡県大野城市下大利１丁目７番41号　緑コーポ201号
債務者　木佐木美紀
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻1025番地１シーゲルＭＡＴＳＵＮＡＧＡ105号
債務者　稲永　京子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８号
長崎県大村市池田新町763番地165　市営池田アパートイ棟23号
債務者　庄司　健二
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第９８号
大分市花津留１丁目６番15号（ボナールジュノ105）
債務者　木元　弘二
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２４４号
神戸市長田区上池田６丁目７番８号、従前の住所神戸市長田区上池田６丁目６番５号
債務者　梅木　寛恵（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
大分県日田市天瀬町五馬市2595番地
債務者　小野智恵子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第１５号
大分県日田市大字三和155番地　レオパレス青柳１―206号
債務者　石永　良治
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大分地方裁判所日田支部